

睡眠不足に起因する事故の防止対策の強化について

国土交通省

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてトラック事業者の意識を高めるため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正されました。

【改正の概要】

(1)

- 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加。
- 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加。
- 運転手が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加。

(2)

- 点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加。

(3)

公布：平成30年4月20日（金）

施行：平成30年6月 1日（金）

☆公布から施行までの期間が短いため新しい点呼簿が間に合いません。

現在使用している点呼簿の乗務前点呼欄に睡眠不足の状況を追加し○・×等を入れて下さい。

※記入例

睡眠不足の状況を追加
○・×等を記入
※全ト協と調整中

点呼記録簿

平成 年 月 日 () 天候

	統括運行管理者	運行管理者	補助者

会社名

運転者名 (車両番号)	乗務前点呼								乗務途中点呼(中間点呼)								乗務後点呼													
	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	有酒気帯びの有無	疾病・疲労等の状況	日常点検の状況	睡眠不足	指示事項	その他必要な事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	有酒気帯びの有無	疾病・疲労等の状況	睡眠不足	指示事項	その他必要な事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	有酒気帯びの有無	自動車・道路及び運行の状況	対する連絡	交替運転者に	指示事項	その他必要な事項	点呼執行者	
()	時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無			○				時 分	TEL その他	有・無	有・無			○				時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無						
()	時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無							時 分	TEL その他	有・無	有・無								時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無							時 分	TEL その他	有・無	有・無								時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無							時 分	TEL その他	有・無	有・無								時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無							時 分	TEL その他	有・無	有・無								時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無							時 分	TEL その他	有・無	有・無								時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無							時 分	TEL その他	有・無	有・無								時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無							時 分	TEL その他	有・無	有・無								時 分	対面 TEL その他	有・無	有・無					

(注) 良・・・○
否・・・×として、記事に書く

1年間保存すること
(無断複写複製を禁じます。) 公益社団法人 全日本トラック協会 標準帳票